

第3章 条例の内容

1. 条例の全体構成

総 則	前 文	・ 日野市の特徴 ・ 日野市の将来像 ・ 日野市の取組み経緯と条例の策定 ・ 条例をつくってめざす、日野市のユニバーサルデザインのまちづくりの目標
	目 的	・ 条例制定の目的
	用語の定義	・ ユニバーサルデザインとバリアフリー ・ 「市民」「事業者」「誰もが」 ・ 参画 ・ 対象建築物（一般都市施設・特定施設）、整備基準、建築物の改修
	各主体の責務と連携	・ 市及び市長の責務 ・ 事業者の責務 ・ 市民の責務 ・ 市、事業及び市民の協力及び連携
誰もが使いやすいまちづくり 建築物等施設や移動空間の整備を誘導するための手段 《自主条例》	一般都市施設の整備	・ 整備基準への適合努力義務 ・ 整備基準適合証の交付
	特定施設の整備	（新設又は改修） ・ 手続き（届出義務、指導及び助言、届出審査終了通知書の交付、工事完了届の提出義務、完了検査） ・ 立入調査権、勧告・公表（未届・著しい整備不十分の場合） （既存特定施設） ・ 基準適合状況の把握義務、報告の徴収、指導及び助言等
	施設をつなぐ連続した整備の推進	・ 推進地区：日野市まちづくり条例への委任 ・ 安心・安全でわかりやすい移動空間の連続した確保
	市の施設の先導的整備	・ 市は、新設・改修の機会を捉えて、先導的・モデル的に整備

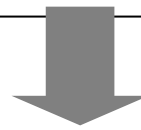
継続的發展 のしくみ	計画・設計	推進計画の策定	・ユニバーサルデザイン推進計画
		分野別計画	・分野別計画へのユニバーサルデザインの視点の取り入れ
		事業者の計画・設計への反映	・左記の制度《自主条例》の適用
	実施	市の施設の先導的整備(再掲)	・市施設の先導的・モデル的整備（再掲）
		事業者の主体的・積極的な整備	・事業者の責務（再掲）
		市民主体の整備	・市民主体の整備：主体的な整備提案への支援
	評価・点検・改善	評価・点検	・評価・点検の実施、結果の反映義務
		白書の作成	・制度の運用状況と把握し、市民参画から得られた知見・情報を一元的に蓄積する白書の定期的作成 ・情報センター機能も持つ、白書作成担当組織の設置
		研修	・市の職員、事業者、市民への研修機会の提供の努力義務
		意見の収集と反映 市民参画の機会の確保 情報提供・啓発	・市長の市民意見収集の努力義務 ・意見を述べやすいような配慮義務 ・収集した意見の市の計画・整備の改善への反映 ・市民参画の機会の確保と周知 ・交流機会の確保 ・施設・移動に関する情報、継続的發展のための必要な情報の提供の努力義務 ・パンフレット等による啓発活動の義務
体制づくり	審議会	・PDCAの全体プロセスを統括する審議会の設置（目的、調査・審議事項、委員構成等）	
	横断的庁内連絡組織	・ユニバーサルデザインの推進のための庁内横断的連絡組織の設置	
その他	表彰	・功績のあった施設、地区・地域、事業を表彰	
	支援制度	・ユニバーサルデザインの推進のための支援補助制度づくり	
見直し期限	・附則に見直し期限を定める		

II. 前文

【委員から出された意見】

- ・全般的に、中学生が読んでもわかるような、わかりやすい表現にして欲しい。
- ・前文には、まず、日野がどういったまちなのか、どのような取組みを展開してきたかなどについて記載してもらいたい。
- ・市民が参画する中で、継続的に見直しをしながらやっていくということで結んでいただければよい。

- ・支障なく動けるというだけでなく、生活の幅を広げることができるような都市環境、具体的には墓参りや旅行に自由に行くことができるような環境の実現が重要。そのため、「人生を楽しむことができる環境、希望を持って生きられる社会づくり」、「生活を充実させるための手段としてのユニバーサルデザイン」という考えを条例に入れてもらいたい。
- ・生活をいかに充実させるかが最も重要であり、視覚障害者でも安心して散歩できるような日野になってほしい。



【委員意見を受けた、条例案の考え方】

- ・前文に、日野市の特徴・取組み経過、市の将来像などを書き込みます。
- ・「生活のために必要な行動」をしやすくするだけでなく、「旅行や日常の散歩など、余暇文化活動を含めたあらゆる活動への参加」を可能にすることにより、充実した生活を送ることができるようにします。これにより、楽しみながら希望を持って生きられる日野をつくることを、この条例はめざします。

II. 前文

- ・前文では、日野市の特徴やこれまでの取組み・背景などをまず述べます。
- ・次いで、日野市の「ユニバーサルデザインのまちづくりの目標像」を定め、この目標像実現を目指して条例を制定すると宣言します。
- ・以下が、案として考えられます。

【条文にした場合の例】

- 私たちのまち日野には、緑と湧水が豊かな多摩丘陵と台地と二段の崖線、そして北側には多摩川、中央部には浅川が流れ、縦横に用水が走り、田畑が広がり、今もなお農業が営まれている風景を見ることができます。
- また、日本を代表する企業の工場、日野の歴史を物語る高幡不動や日野宿等の文化遺産、そして私たちが暮らす水と緑豊かな住環境と商店街が調和し、地域ごとに様々な表情をもたらしています。
- 首都東京の成長とともに人口は増え続けてきましたが、現在は人口増の地域、人口減の地域両側面を持ちながら、全体として人口は微増しており住宅都市として成熟期を迎えようとしています。
- このような特徴をもつ日野市は、「住みやすく、住みつづけられる良好な環境づくり」、「すべての市民がわけへだてなく、お互いの人権を尊重しつつ、地域の中でお互い助け合い、対等な立場で心のかよう環境づくり」、「政策形成への参画や市民意見が行政運営に反映されるしくみづくり」という3つの目標の実現に向け、市民と行政が一体となって参画、連携、協働によるまちづくりを推進しています。
- バリアフリー環境整備の取り組みでも「公園探検隊」「道路点検隊」「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業（ハードとソフトを組み合わせたユニバーサルデザインの整備）」「交通バリアフリー基本構想の策定」など、市民との協働による様々な活動を展開しています。
- しかしながら、今後高齢化が一層進展していく中で、障害者も含めたあらゆる人が社会に参加できる仕組みを構築していくためには、今後さらに、能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が可能な限り最大限に使いやすいような生活環境を形成していく必要があります。
- 日野市では、市民誰もが自らの意思で自由に行動し、余暇文化活動を含めたあらゆる活動に参加し、充実した生活を送ることができる環境づくりを進めます。そのためには、多様な人々の意見を出来るだけ多く取り入れ、相互交流し、継続的、横断的に取り組んでいく必要があります。
- このような継続的な取り組みにより、市民誰もが人生を楽しみながら希望を持って生きられる日野をつくりあげることができ、この条例を制定します。

III. 総則

1. 目的

[委員から出された意見]

・ 本条例は、

☐ 建築物のユニバーサルデザイン化のための制度

☐ 継続的発展のしくみ

を定めるものであることを述べておくべき。

III. 総則

1. 目的

- ・何を目的に条例を制定するのかを述べる部分です。
- ・前文に上げた「目標像」の実現に向けて、ユニバーサルデザインのまちづくりを促進するための手段やしくみ（法文では、「ユニバーサルデザインのまちづくりを促進するために必要な事項」と記述）を定めることを、条例の目的としています。
- ・例えば、以下が案として考えられます。

【条文にした場合の例】

■この条例は、市、市民及び事業者の参画、連携、協働のもとに、ユニバーサルデザインのまちづくりを促進するために必要な事項を定めることにより、市民誰もが自らの意思で自由に行動し、あらゆる活動に参加し、人生を楽しみながら希望を持って生きられる社会を築くことを目的とする。

2. 用語の定義

[委員から出された意見]

(「ユニバーサルデザインとバリアフリー」の定義)

- ・バリアフリーという用語は、障害のある方や高齢者を特別扱いしている感じがある。アメリカやカナダでは、バリアフリーという言葉あまり良い言葉として捉えていない。それよりも、「あらゆる人にとって使いやすいものをめざす、ユニバーサルデザイン」という用語の方がより適切である。
- ・法律がバリアフリー法、バリアフリー新法と呼ばれているなど、バリアフリーという用語の方が一般にはわかりやすい。「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」を対比して説明することにより、「ユニバーサルデザイン」が何を示しているのか、明らかにできないか？
- ・ユニバーサルデザインという用語の概念には、「可能な限り最大限に使いやすくなるように、継続的に努力していくプロセス」を含む。この考え方を入れるべきだ。

(「誰もが」の定義)

- ・「誰もが」といった場合、どういう人を指すのか？定義が必要。対象が明確でないと、ユニバーサルデザインの進み具合を評価する場合も、誰にとって使いやすいものであるべきなのかがわからないと、きちんと評価できない。



[委員意見を受けた、条例案の考え方]

(「ユニバーサルデザインとバリアフリー」の定義)

- ・条例の中では、バリアフリーという用語は、法律名などの固有名詞を除き、使用しません。ただ、ユニバーサルデザインという用語は、バリアフリーという用語に比べると一般的ではないと考えられるため、その対比によって、「ユニバーサルデザイン」を定義します。
- ・前文・目的でも、「継続的に発展していく」ということを掲げています。そのため、ユニバーサルデザインの用語の定義にも、「可能なかぎり最大限に」という言葉を含めて、「限りなく100%使いやすいをめざして進んでいく姿勢」を表現します。
- ・「ユニバーサルデザイン」の定義で、「能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が」とし、ユニバーサルデザイン推進条例は、こういった人々を条例の対象とみなします。そのため、ただ、「能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が」とそれぞれ表現することは煩雑になるため、「能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が＝誰もが」と定義します。

2. 用語の定義

- ・以下が案として考えられます。
- ・条例化にあたり、総則以降の内容に応じて変更されていく部分です。

【条文にした場合の例】

■バリアフリーとユニバーサルデザイン

- ・バリアフリー：障害をもつ方々や高齢者等が社会生活をしていく上で妨げになる障壁を取り除くことをいう
- ・ユニバーサルデザイン：能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が可能なかぎり最大限に使いやすいように、生活環境をデザインする考え方をいう。

■市民

市内に住所を有する者、市内で事業を営む者、市内に土地又建築物等施設を所有する者、市内に勤める又は通学する者をいう。

■事業者

一般都市施設を所有し、若しくは管理するもの、または新設し、若しくは改修しようとする者及び公共交通事業者をいう。

■誰もが

ユニバーサルデザインの定義にある、「能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々」を指す。

■参画

ものごとの企画、検討等に積極的に加わること。場に集まる「参集」、参加した場で個人の意見を交わし合える参加の状態である「参与」と異なり、一部の人だけに任せず、参加者自らも場を創り、必要な役割を担い合って、組織的に関わる参加の状態を指す。

■一般都市施設

病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、車両等（鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する機器で日野市規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。以下同じ。）の停車場を構成する施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設で規則で定めるものをいう。

■特定施設

一般都市施設のうち、規則で定める種類及び規模のものをいう。

■整備基準

一般都市施設をより多様な人々が円滑に利用できるようにするための整備に関し、一般都市施設を所有し、又は管理する者の判断の基準となるべき事項として規則で定める事項をいう。

■建築物の改修

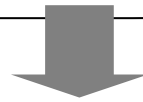
建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定施設にする場合に限る。）をいう

3. 各主体の責務

【委員から出された意見】

(市のまちづくり関連の計画策定・事業に、ユニバーサルデザインの視点を入れる)

- ・都市計画・交通計画づくりにユニバーサルデザインの視点を入れることも重要。例えば、視覚に障害のある方も安心して散歩できる環境を整備しようとした場合、地区交通計画の見直しの中で交通運用を工夫し、路地の自動車交通を減らし、安全な環境を実現するといった、そもそもの上流からの取り組みが必要になる。
- ・整備に関わる職員や事業者の認識不足により、基準はクリアしているが、本当に使いやすい施設になっていない例がみられる。また、ユニバーサルデザインそのものが認識外という場合もある。そのため、市の職員や市民の教育・研修の努力義務を定めるほか、事業者は、従業員など事業に係わる者の教育・研修にも努めるよう定めることが必要だ。



【委員意見を受けた、条例案の考え方】

- ・都市計画、交通計画など、まちづくりに関する計画や事業をユニバーサルデザインの観点から検討することを、「市の責務」として定めます。
- ・市の職員の教育・研修の努力を定めるほか、さらに、事業者には、事業に係わる者の啓発・研修に努めるよう定めます。
- ・さらに、市のみならず、事業者や市民もユニバーサルデザインの「推進主体」としての自覚をもって、「自主的」にかかわると定めます。
- ・また、他者に対し、積極的に協力・協働するものとします。
- ・さらに、庁内の横の連携、市・市民・事業者間の連携を促進し、総合的かつ計画的にユニバーサルデザインのまちづくりを推進することを「市長の責務」として定めています。
- ・このほか、総則以降の記述に応じて、責務を加えていきます。

3. 各主体の責務

- ・以下が案として考えられます。
- ・条例化にあたり、総則以降の内容に応じて変更されていく部分です。

【条文にした場合の例】

●市及び市長の責務

- 市は、市民、事業者の参画・協働により、ユニバーサルデザイン化を継続的に発展を推進するための施策（計画・設計、実施、評価、改善の一連の施策）を講ずるものとする。
- 市は、上記各段階に市民の参画を促すために必要な施策を講ずるものとする。
- 市は、市民意見の聴取・反映のために必要な施策を講ずるものとする。
- 市は、都市・交通計画をはじめ、あらゆる市の計画や事業を、ユニバーサルデザインの観点から検討するものとする。
- 市は、施設の新設又は改修などの事業実施の機会を捉えて、積極的にユニバーサルデザインの導入に努めるものとする。
- 市長は、市の職員をはじめ、市民の啓発・研修に努めるものとする。

●事業者の責務

- 事業者は、利用者・就労者の視点に立ち、ユニバーサルデザインに配慮して事業を実施するものとする。
- 事業者は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進・実現主体としての自覚をもち、自主的にユニバーサルデザインのまちづくりに係わるものとする。
- 事業者は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、積極的に他と協力・協働するものとする。
- 事業者は、事業に係わる者の啓発・研修に努めるものとする。

●市民の責務

- 市民はユニバーサルデザインのまちづくりの推進主体としての自覚をもち、ユニバーサルデザインのまちづくりに自主的に係わるものとする。
- 市民は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、積極的に他と協力・協働するものとする。
- 市民は、地域で支え合うことにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるものとする。
- 市民は、ユニバーサルデザインについての理解を深めるよう努めるものとする。

●市、事業者及び市民の協力及び連携

- 市、市民、事業者は、相互し、及び連携し、一体となってユニバーサルデザインのまちづくりを推進しなければならない。
- 市、市民、事業者は、相互の情報提供に努めなければならない。
- 市長は、庁内の横の連携、市・市民・事業者間の連携を促進し、総合的かつ計画的にユニバーサルデザインのまちづくりを推進しなければならない。